

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊十条駐屯地
補給本部調達会計部業務課長 九曜 吉輝

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
61TLIG200260		61T01A76015 0001				15	
品名 または 件名							
隊舎換気扇及びユニットヒーター更新							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
十条駐屯地				十条駐屯地			
搬入場所				納 期 または 工 期			
総務部管理課営繕班				令和9年3月31日(水)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がA、B、C等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 補給本部 調達会計部業務課 (南棟1階東側)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和8年7月23日(木)10時30分 補給本部調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な事項

別紙のとおり

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

- ア 第2項に示した競争参加資格を有しない者のした入札
- イ 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ウ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- エ 電話・電報等での入札
- オ 入札及び契約心得第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 違約金等

- ア 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- イ 履行遅延賠償金：遅延1日につき、契約金額の1/1000以上を賠償金として徴収する。

(5) 契約書作成の要否

50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 契約条項は、駐屯地用標準契約書（陸幕会第317号（27.3.5）別冊第3）、入札及び契約心得（陸幕会第317号（27.3.5）別冊第1）（以下「心得」という。）において示す。
- イ 郵便等により入札に参加する場合は、令和8年7月22日（水）の15時必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記する。なお、再度入札を実施する場合は、7月28日（火）10時30分とします。初度入札参加者に入札状況をFAX致しますので受信後連絡をお願いします。また、再度入札の入札書を郵送する場合は、7月28日（火）9時必着とする。（郵送した際は、発送者の責により到着の確認をすること）
- ウ 入札に参加する者は、入札の前日までに競争参加資格決定通知書（写）を提出すること。
- エ 入札が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。
- オ 入札に参加される方は、必ず下記担当者に連絡すること。
- カ 契約等、その他不明事項に関する問い合わせ先
補給本部調達会計部業務課契約班：浅野（あさの）
電話：03-3908-5121（内線2672）FAX：03-5993-5054（直通）
メールアドレス：sva-fin-gmcc@inet.gsdf.mod.go.jp（件名に担当者名、書類名を入力お願いします）

キ 仕様書に関する問い合わせ先

補給本部総務部管理課営繕班：嵐口（あらしぐち）
電話：03-3908-5121（内線2112）

ク 入札書の送付先

〒114-8564
東京都北区十条台1-5-70
陸上自衛隊十条駐屯地補給本部調達会計部業務課契約班 浅野 行

適用する条項

- 役務請負契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。

（但し、市場価格等による場合は除く）

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第15号
隊舎換気扇及びユニットヒーター更新	作成年月日	令和 8年 6月 4日
	変更年月日	—
	作成部署等名	補給本部総務部管理課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊十条駐屯地において実施する隊舎換気扇及びユニットヒーター更新（以下，“作業”という。）について規定する。

1.2 関係法令

作業の履行にあたり、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編，電気設備工事編），公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編，電気設備工事編）及び関係法令等に基づき作業を実施する。

2 所在地及び作業場所

2.1 所在地

東京都北区十条台1-5-70 陸上自衛隊 十条駐屯地

2.2 作業場所

a) 隊舎A，B，C洗濯室及び乾燥室

3 一般事項

3.1 作業に関する事項

- a) 作業の実施要領については、本仕様書に基づき実施するほか、法令等の定める作業方法を遵守し、実施すること。
- b) 作業実施に必要な電気，水等に係る費用については、必要最小限度に限り、官側の支援を受けることができる。
- c) 作業に必要な工具，計測器具等の機材及び消耗部品，雑材料，油脂類等については、契約の相手方の負担とするほか、安全管理及び危険防止に必要な資材等についても契約の相手方の負担にて用意すること。
- d) 作業実施に関して疑義が生じた場合は、官側担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- e) 作業に関連の無い区域及び室への立入りは禁止する。
- f) 作業を実施する際は、安全管理に十分注意して行うこと。なお万一、職員及び部外者等に危害を与えた場合は、官側担当者へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において補償を行うこと。
- g) 作業を実施する者は、業務に関して十分な経験を有した者が実施するものとする。なお、法令等の規定により、有資格者による実施が義務付けられている場合は、当該資格保有者が行うものとする。
- h) 作業を実施する際に施設及び機器等に損傷を与えた場合は、官側担当者へ速やかに連絡すると共に、契約の相手方の責任において原状に復旧するものとする。
- i) 本仕様書に規定の無い事項で、技術上当然すべき事項については、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3.2 作業の範囲

- a) 本作業は、表1，表2に示す洗濯室換気扇及び乾燥室送風機用ユニットヒーターの更新を行うものとする。また、作業をする前に事前調査を十分に行い、不備がないように実施すること。

表1—更新洗濯室換気扇

品名 (型式)	数量	場所	備考
換気扇 三菱電機 VD-18ZB4	11.00 台	隊舎A, B, C洗濯室 (付図参照)	既設換気扇撤去を含む。 既設天井ボード：ケイカル板塗装 目地：シール

表2—更新乾燥室送風機用ユニットヒーター

品名 (型式)	数量	場所	備考
乾燥室送風機用ユニットヒーター 暖冷工業 UH-44V-6	2.00 台	隊舎B 4階乾燥室 隊舎C 4階乾燥室	既設ユニットヒーター撤去を含む。 既設機器 隊舎B 4階 前田鉄工所 MT-W80H 隊舎C 4階 暖冷工業 UH-44V-6

- b) 使用材料は、表中記載の同等品、又はそれ以上とすること。
- c) 表中記載のない部品及び材料等については、請負者側にて必要量を準備すること。
- d) ユニットヒーター更新作業については、事前に現場確認を行い、温水配管の延長新設施工及び保温材施工が必要な場合は、契約者側負担において行うものとする。また、配管施工は、天井吊りボルト等で固定すること。
- e) 換気扇更新作業については、天井ボード撤去及び復旧が必要な場合は、契約者側負担において行うものとする。
- f) 更新完了後、正常に作動することを確認すること。

3.3 作業実施時期

作業実施時期については、官側担当者との調整により実施する。

4 その他事項

4.1 提出書類

請負者は、表3に示す書類を提出するものとする。なお、細部は、官側担当者との調整により作成、提出すること。

表3—提出書類

No.	提出書類名称	部数	提出時期	備考
1	現場代理人等通知書	1部	契約後、速やかに	本作業実施に関連する資格書の写しを添付
2	勤務員の指定届	1部	契約後、速やかに	同上
3	工程表	1部	契約後、速やかに	
4	業務日誌	1部	作業完了後	作業実施日毎に作成
5	業務打合せ簿	1部	作業完了後	打合せの都度作成
6	材料搬入報告書	1部	材料搬入時	
7	発生材報告書 発生材調書添付	2部	作業完了後	発生材がある場合
8	業務写真	1部	作業完了後	
9	作業完了届	1部	作業完了後	

4.2 作業記録

請負者は、本作業実施に伴い作業写真を撮影すること。撮影箇所については、各材料及び作業の前、中、後を撮影するほか、隠蔽箇所となる部分及び官側担当者の指示する箇所を撮影する。また、交換部品等の使用材料について各材料ごとに写真撮影すること。撮影した作業写真データは、各作業ごとA4用紙に印刷し、関係図書等と共に官側担当者へ提出すること。

4.3 業務実施に伴う廃棄物処分等

本作業実施に伴い発生した発生材については、金属類については官側担当者の指定する集積場所まで運搬集積を行い、発生材調書を作成し提出すること。またそれ以外の発生材については、請負者側の責任において適法に処理を行うこと。

4.4 完了検査

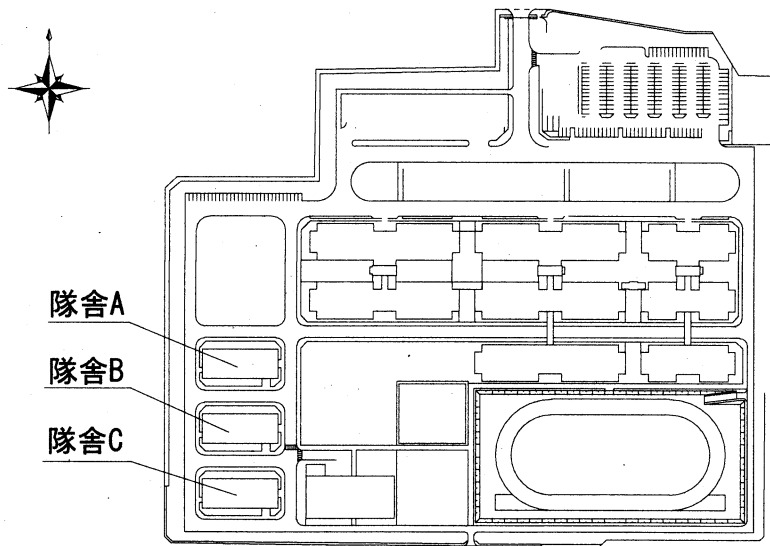
本作業実施完了後、官側検査官による作業状況の検査を受け、提出書類の整備がすべて完了していることをもって合否の判定を行うものとする。

4.5 補償規定

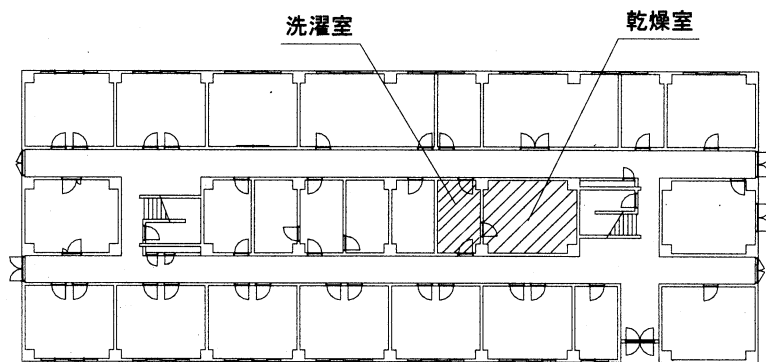
請負者は、本作業完了後から1年を経過しない内に発生した不具合等については、無償にて点検調整等を行うものとする。但し、使用者側の不注意等に起因する不具合については除外する。

4.6 保全

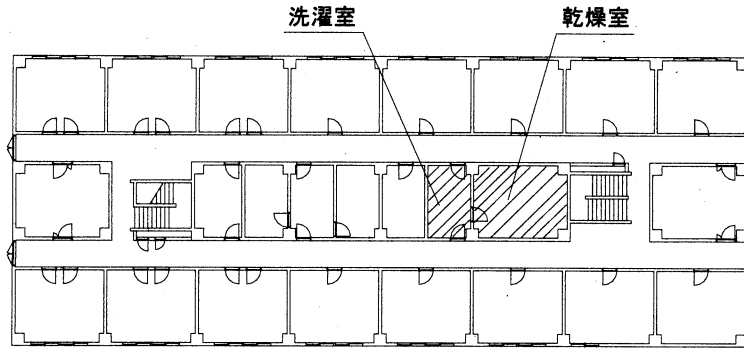
作業実施に伴い知り得た情報等は決して外部に漏洩してはならない。また、作業完了後も同様とする。



配置図 S=1/5000



隊舎A、B、C 1階 平面図 S=1/800



隊舎A、B、C 2～4階 平面図 S=1/800

更新洗濯室換気扇

品名 (型式)	数量	場所 (各洗濯室)	備考
換気扇 三菱電機 VD-18ZB4	11.00台	隊舎A1～4階 隊舎B1～3階 隊舎C1～4階	既設換気扇撤去を含む。 既設天井ボード：ケイカル板塗装 目地：シール

更新乾燥室送風機用ユニットヒーター

品名 (型式)	数量	場所 (各乾燥室)	備考
乾燥室送風機用ユニットヒーター 暖冷工業 UH-44V-6	2.00台	隊舎B4階 隊舎C4階	既設ユニットヒーター撤去を含む。 設機器 隊舎C4階：暖冷工業 UH-44V-6 隊舎B4階：前田鉄工所 MT-W80H

※温水配管の延長新設施工及び保温材施工が必要な場合は、契約者側負担において行うものとする。

また、配管施工は、天井吊りボルト等で固定すること。

天井ボード撤去及び復旧が必要な場合は、契約者側負担において行うものとする。

入 札 書

調達要求番号	61T01A76015
--------	-------------

金 額 ¥

(消費税抜き金額)

品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
隊舎換気扇 及びユニットヒーター更新	仕様書のとおり				
納入(履行)場所	陸上自衛隊十条駐屯地	納期(履行期限)		9.3.31	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札(見積)いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊十条駐屯地補給本部
調達会計部業務課長 九曜 吉輝 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
担 当 者 連 絡 先

市 価 調 査 表

金 額 　　¥

(消費税抜き金額)

番号	品 名 (件 名)	単 位	数 量	単 価	金 額
1	換気扇更新				
(1)	換気扇 VD-18ZB4	台	11		
(2)	既設換気扇撤去	台	11		
(3)	換気扇取付	台	11		
(4)	支持鋼材・吊り金物	式	1		
(5)	雑材・消耗品費	式	1		
(6)	ダクト取付費	式	1		
(7)	接合継手類	式	1		
(8)	資材運搬費	式	1		
2	ユニットヒーター更新				
(1)	ユニットヒーター UH-44V-6	台	2		
(2)	既設ユニットヒーター撤去	台	2		
(3)	ユニットヒーター取付	台	2		
(4)	計装線縁切り	式	1		
(5)	機器・配管支持金物	台	2		
(6)	温水配管施工費(32A・50A)材工共	式	1		
(7)	保温材施工費	式	1		
(8)	リモコン配線施工費	台	2		
(9)	計装結線	式	1		
(10)	雑材・消耗品費	式	1		
(11)	試運転・エアー抜き調整	式	1		
(12)	資材運搬費	式	1		
3	現場管理費				
4	諸経費				
5	産廃処分費				
	合 計				

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊十条駐屯地補給本部

調達会計部業務課長 九曜 吉輝 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 氏 名
担 当 者 連 絡 先